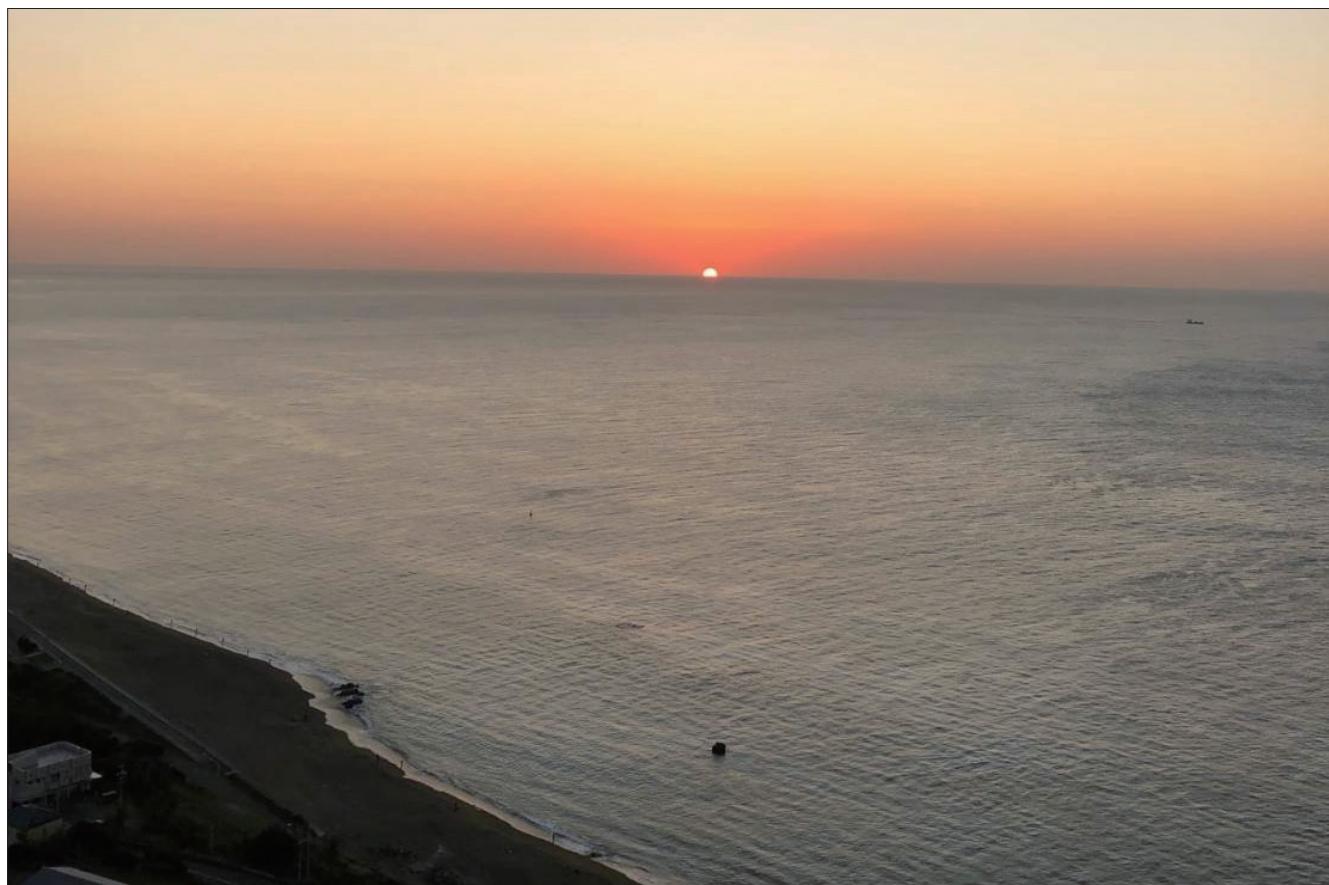




毎月 1 回 1 日発行
発行 公益社団法人 全国防災協会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町2-8(新小伝馬町ビル6F)
電話 03 (6661) 9730 FAX 03 (6661) 9733

発行責任者：西村浩一
編集委員会：津島存佐 牧之内洋一 渡辺亮佑 沼崎光祥
野田徹 白石栄一 印刷所：(株)白 橋



目 次

年頭のご挨拶	公益社団法人 全国防災協会 会長 脇 雅史	2
年頭所管	国土交通省水管・国土保全局長 林 正道	4
年頭のご挨拶	国土交通省水管・国土保全局 防災課長 矢崎 剛吉	8
“防災・減災対策等強化へ” 45億円配分		
「防災・減災対策等強化事業推進費」令和 7 年度第 3 回配分		10
能越自動車道等、令和 7 年内に震災前と同程度の走行性を確保		15
令和 6 年の水害被害額（暫定値）を公表、石川県・山形県で統計開始以来最大の被害額		17
新たな防災気象情報の運用について（令和 8 年 5 月運用開始予定）		20
青森県東方沖地震で被災した青森県、岩手県に対し早期災害復旧を支援		22
「災害査定の留意点」第40回 ～海岸保全施設の災害査定事例～	水管理・国土保全局防災課	24
協会だより 災害復旧技術専門家の伝達式のご紹介（茨城県、四国地整、東北地整）		27
被害報告	令和 7 年 12 月 15 日現在	30

年頭のご挨拶



公益社団法人全国防災協会 会長 脇 雅 史

明けましておめでとうございます。

会員の皆様を始め関係者の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

常日頃から、当協会の業務運営、推進に多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年の国土交通省所管の公共土木施設の被害報告額は、令和7年11月28日現在で直轄、補助合わせて、6,119箇所、2,313億円とされています。

これらの災害を振り返ってみると、7月、8月の大雨、10月の台風第22号及び23号等により河川の氾濫や土砂災害が発生するなど全国各地で激甚な災害が発生し、12月に青森県東方沖を震源とする地震が発生し「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が初めて発表されるなど、地域住民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼしました。

被災されました方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

毎年、全国各地で多くの災害が発生しており、更に、気候変動の影響により、水災害の頻発化、激甚化が懸念されています。

このため、技術系職員の不足が叫ばれている市町村に対して、災害初動対応時や大規模災害時ににおける災害復旧に関する支援、デジタル技術の活用、テック・フォースの派遣等が益々必要になってきます。

災害復旧の実施にあたっては、迅速な復旧を図るために災害査定の簡素化・効率化、被害の特徴や規模に配慮した適切な対応が求められるとともに、南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの大規模地震への備えも喫緊の課題となっています。

当協会といたしましても、大規模な災害が発生したときには、災害復旧や改良復旧計画立案のため、被災自治体から国土交通省水管管理・国土保全局防災課に要請がなされ必要と判断された場合に、無償で災害復旧技術専門家を派遣する制度を運営しており、昨年は8月の大雨により甚大な被害が発生しました熊本県氷川町、12月の青森県東方沖を震源とする地震での岩手県軽米町に派遣したところでございます。今後も積極的に派遣してまいり所存ですので、ご活用くださいますようお願いいたします。

当協会は、本年も公益社団法人として着実な歩みを進めて参る所存でございます。
会員各位、関係者各位の皆様のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様の益々のご健勝とご多幸をお祈り申し上げまして、新年の挨拶といたします。



年頭所感



国土交通省水管理・国土保全局長 林 正道

1. はじめに

謹んで新春のご挨拶を申し上げます。皆様には日ごろから水管理・国土保全行政の推進にご支援とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年は8月6日からの大雨や台風第22・23号により浸水被害や土砂災害が各地で発生したほか、夏の少雨傾向による全国的な渇水、トカラ列島近海を震源とする2,000回を超える群発地震など、全国各地で様々な災害が発生しました。

災害発生の危険性は一層増大しつつあります。気候変動の大旱への影響が科学的にも検証され、毎年のように大規模な浸水被害が発生しています。加えて、令和7年9月に見直された南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は、60~90%程度以上へと評価が見直されるなど、巨大地震の発生が切迫しています。災害による被害を最小化し国民の生命や財産を守るために、河川やダムの整備等のハード対策による事前防災を強力に推進するとともに、防災気象情報の高度化やTEC-FORCEの体制強化など、多面的な取組を一層充実していく必要があります。こうした事前防災の充実は、人的・経済的被害の防止に加え、復旧・復興に要する費用を抑え、将来の財政負担軽減にも大きく寄与すると考えます。

水インフラの老朽化への対応もまた喫緊の課題です。これまででも水インフラの計画的な維持管理・更新に取り組んできたところですが、埼玉県八潮市での事故を踏まえ、老朽化対策をより一層加速させる必要があります。

さらに、人件費・資材価格の高騰が進んでおり、無人化施工などのDXにより施工の効率化を進めているところですが、それでもなお治水事業のコスト増は避けられない状況にあります。

このように「老朽化」「物価高」が進む中でも、限られた予算の中で「気候変動」への対応を遅らせるわけにはいかない三重苦に対し、時機を逸することなく、引き続き全力で水管理・国土保全行政に取り組む所存ですので、皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

2. 流域治水の加速化・深化

激甚化・頻発化する災害に対応するため、これまでも、いわゆる通常予算に加え、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策や5か年加速化対策等の予算を活用し、河道掘削や築堤、ダムの建設・再生、砂防関係施設や海岸保全施設等の整備を加速してきました。一方、河川整備等は依

然として途上にあることに加え、既に地球温暖化の影響が顕在化しており、今後さらに、気候変動により水災害が激甚化・頻発化すると予測されているため、国土強靭化の推進は一刻の猶予も許されない局面を迎えてます。将来世代の安全・安心の確保のためにも、令和 7 年 6 月に閣議決定された「第 1 次国土強靭化実施中期計画」に基づき、ハード・ソフト対策を総動員し、不断の努力をもって防災・減災、国土強靭化に取り組んでまいる所存です。

気候変動の水災害への影響は顕著で、例えば気温が 2 ℃ 上昇した場合、降雨量が約 1.1 倍、流量が 1.2 倍になると示されています。この影響を踏まえた治水計画への見直しについては、これまでに、全国 109 の一級水系のうち 33 の一級水系（令和 7 年 12 月 5 日時点）で河川整備基本方針を変更しており、引き続き全水系の見直しに向けてスピード感を持って取り組みます。また、堤防整備やダム建設などの治水事業を推進するとともに、利水ダムの事前放流や住まい方の工夫など、流域のあらゆる関係者が協働した「流域治水」の取組を加速・深化させてまいります。

流域治水の取組を加速・深化させるにあたり、国管理河川と都道府県管理の中小河川の治水事業を一体的に捉えることが重要です。

昨年 8 月 6 日からの大雨においては、事前防災対策の効果などにより、国管理河川からの氾濫による浸水被害はありませんでした。例えば、熊本市内を流れる緑川で、緑川ダムによる洪水調節を行うとともに、3 か年緊急対策や 5 か年加速化対策などで河川整備を進めていたことにより、熊本市南区城南町付近で水位を約 70cm 低下させ、堤防天端まで約 20cm のところで越水を回避することができました。

一方、8 月から 9 月にかけての大霖などにより、九州地方や東北地方を中心に、多くの中小河川で浸水被害が発生しました。こういった被害を防ぐためには、中小河川の整備を進めることはもちろん、中小河川の水位低下に寄与する、流入先の河川（本川あるいは下流河川）の河道掘削等の整備を行うことも必要です。流域全体で被害を最小化するためにはどうすべきか、という視点に立ち、国・県が連携して河川整備を着実に進めるとともに、中小河川における対策に係る制度拡充をはじめとした支援の充実を図ってまいります。さらに、上流域や支川流域での度重なる浸水被害も踏まえ、流域全体での治水対策の目標に加えて、上流域や支川流域等の小流域での目標設定を行い、重層化した目標に対し、関係機関との連携による取組を推進してまいります。

また、洪水・高潮予報の高度化や防災気象情報の提供体制の強化により、水災による被害の軽減を図るための「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律」が令和 7 年 12 月に成立しました。

今回の改正では、洪水や高潮による重大な災害の起こるおそれが著しく大きく、命の危険から直ちに身の安全の確保が必要となる段階（警戒レベル 5 に相当する場合）において、その危険性を住民等へ迅速かつ確実に伝える体制を強化するため、気象業務法において洪水の特別警報を創設するとともに、水防法において河川、下水道及び海岸管理者がプッシュ型で氾濫による危険の切迫を通報する「氾濫通報」制度を創設しています。

さらに、これまで気象庁において潮位のみの予測に基づき行われていた高潮の予報・警報について、予測技術の進展を踏まえ、国土交通大臣が指定した海岸において、国土交通大臣・気象庁長官・

都道府県知事が共同して、波の打上げ要素を加味した、より精度の高い高潮の予報・警報を新たに実施することとしています。

これらの制度により、市町村長による避難情報の発令や住民の避難行動を支援するための明確かつきめ細かな情報提供が可能となり、水災害の軽減が図られることが期待されます。

なお、洪水特別警報や「氾濫通報」による警戒レベル5相当での避難行動は、あくまでも最後の手段であることを周知するとともに、警戒レベル4や3相当となる「危険警報／氾濫危険情報」や「警報／氾濫警戒情報」の段階において避難行動を開始する必要があることをご理解いただけるように周知してまいります。

次期出水期からの制度施行に向け、洪水の予測、氾濫の通報、高潮の予測に資する監視カメラや水位計などの観測体制を強化できるよう、国土交通省としてしっかり支援をしていくほか、地方公共団体の水防部局や公物管理部局が円滑に制度運用を行えるよう、地方公共団体と連携しつつ、準備を万全に進めてまいります。

3. インフラ老朽化対策の推進

昨年1月28日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を契機に設置された有識者委員会において、昨年12月に第3次提言がとりまとめられました。この提言では、下水道の管路マネジメントの具体的方策に加え、インフラ全般における「見える化」の徹底、点検・調査の「重点化」「軽量化」を行うなど「メリハリ」が不可欠、統合的な「マネジメント」体制の構築など、新たなインフラマネジメントに向けた道筋が示されています。

20年後には、完成後50年以上を経過する国の河川管理施設の割合は、約8割に達する見込みであり、老朽化による排水機場の稼働停止や水門の操作不能など、施設の不具合が発生した場合には、甚大な浸水被害等が発生するおそれがあります。

そのため、引き続き、長寿命化計画に基づく戦略的な維持管理・更新を行うことはもちろん、社会的影響が大きな事故を防ぐため、施設の変状の発生状況や稼働頻度などによる「不具合の発生のしやすさ」や、影響人口などの「社会的影響」などの観点で、点検や更新の考え方や優先順位を見直すことも重要です。

具体的には、不具合が発生した場合の社会的影響が特に大きい排水機場等については、通常の点検では確認が困難な水中の羽根車や機械設備内部の詳細点検を実施し、必要に応じて分解整備（オーバーホール）を検討するなど、突発的な故障リスクを低減し、施設の信頼性を確保する取組を推進してまいります。さらに、老朽化が著しく修繕による延命化が限界に達している堰・水門などの特に大規模な構造物については、施設の老朽化の程度など「不具合の発生のしやすさ」や不具合による「社会的影響の大きさ」などを踏まえた優先的な施設更新の実施など、抜本的な対策のあり方を検討してまいります。

4. デジタル技術の活用

インフラの老朽化対策の重要性が高まる一方で、人口減少と高齢化が進む社会では、従来の人手に大きく頼る維持管理の仕組みは持続可能性の観点から限界を迎えつつあります。こうした複合的な課題に対応するため、デジタル技術やロボティクスの進展を活かした省人化・省力化の取組が、今後のインフラ整備・管理に不可欠です。

河川分野では、近年の技術革新や航空法の改正を踏まえ、近い将来、自律・自動のドローンによる縦断的・連続的な飛行と映像取得を通じた河川の巡視・点検の実現を目指しています。このため、天竜川などの直轄管理河川の一部区間をフィールドとして実証試験を進めています。また、最新のロボット技術による河川管理施設の巡視や点検への適用可能性についても検討しているほか、樋門や水門等の無動力化、自動化・遠隔化を引き続き計画的に推進してまいります。

ダム分野では、堤体の変状やひび割れの状況を把握するためのドローンを活用したダムの堤体点検、AIや長時間アンサンブル降雨予測を活用したダムの流入量予測等のダム管理の高度化に取り組んでいます。また、ダム操作の自動化・遠隔化についても検討を進めてまいります。このほか、建設ダムの現場においても省力化・省人化の取組が進められており、例えば、阿蘇立野ダムでは、貯水地内の環境負荷軽減のため試験湛水時の水位低下速度を大きくする必要があったことから、迅速に状況把握ができるよう漏水量や揚圧力等のデータ計測の自動化、CIMとの連携、クラウド活用を実施し、現場の負担軽減を図っております。

このように、デジタル技術の活用は、水管理・国土保全行政の在り方を根本から変革するものであります。限られた人員の中で、質の高い整備・管理を実現するため、引き続きデジタル技術の活用を推進してまいります。



年頭のご挨拶



国土交通省水管理・国土保全局防災課長 矢崎剛吉

謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

昨年は、8月に九州・北陸地方を中心に被害が発生した大雨や、10月に八丈島に上陸した台風第22・23号による浸水被害・土砂災害のほか、夏の少雨傾向による東北地方を中心とした全国的な渇水、トカラ列島近海を震源とした2,000回を超える群発地震、岩手県大船渡市や大分県大分市における火災など、全国各地で様々な災害が発生しました。これらの災害によりお亡くなりになられた方々に改めて深くお悔やみを申し上げるとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

こうした災害は毎年全国各地で発生しておりますが、一自治体あたりの発生頻度は平均して数年に一度であり、また、災害が発生する自治体にも偏りがあることから、近年災害があまり発生していない自治体には災害対応のノウハウが十分に蓄積されていない恐れがあります。加えて、各自治体における土木部門の職員はピーク時から減少していることも踏まえると、国土交通省が被災地の早期復旧・復興に向けてあらゆる支援に取り組むことが重要と考えています。

災害応急期の対応として、国土交通省ではTEC-FORCEを被災自治体に派遣し、防災ヘリ・ドローンを活用した被災状況調査や、排水ポンプ車による緊急排水、散水車（給水機能付き）を活用した給水支援など、災害発生初期より人命救助や被災者の生活を支える活動を実施しており、昨年は延べ約1,900人のTEC-FORCEを派遣しました。

その後の災害復旧については、激甚災害指定された8月6日からの大雨や台風第22・23号に対し、被災した施設の早期復旧に向け、机上査定上限額の引き上げ、早期確認型査定の適用などによる災害査定の効率化や被災自治体向けの査定に関する説明会の開催、災害査定官を現地に派遣し技術的助言の実施等に取り組み、12月までに災害査定を概ね完了することができました。

被災地の早期復旧に向けては、公益社団法人全国防災協会より熊本県氷川町に災害復旧技術専門家を派遣し、災害復旧工法についての助言などの支援を行っていただきました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

引き続き、一日でも早い被災地の復旧・復興に向け、必要な支援を行ってまいります。

発災から 2 年が経過した令和 6 年能登半島地震やその後の豪雨についても復旧・復興に向けた取り組みを進めています。被災施設の復旧等は着実に進捗しており、河道閉塞や土砂・洪水氾濫等による甚大な被害が生じた箇所では、昨年の出水期までには応急安全対策が完了し、現在は本格的な復旧等を目指し工事を進めているところです。私自身、防災課長に着任した 7 月以降複数回被災地を訪ねて自治体の方々と意見交換を行い、技術者が不足する市町への一層の技術的支援等の必要性を改めて感じました。引き続き、被災された方が一日にでも早く元の暮らしを取り戻せるよう、必要な取り組みを全力で進めてまいります。

今後発生が見込まれる大規模災害への備えを進めることも重要です。

短時間降雨の発生回数の増加や台風の大型化、土砂災害の頻発化など、すでに気候変動の影響が顕在化している中、今後更なる水災害の頻発化・激甚化が予測されます。加えて、昨年 9 月には南海トラフ地震の今後 30 年以内の発生確率が 60~90% 程度以上など引き続き最も高いランクと改めて評価されるなど、大規模地震の切迫性は依然として高い状態にあります。また、12 月には初めて「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表されました。

こうした大規模災害時にも自治体等を迅速かつ的確に応援できるよう、昨年 6 月より、専門的な知識を有する民間人材を非常勤雇用する TEC-FORCE 予備隊員制度の創設や、民間事業者を TEC-FORCE パートナー、学識者を TEC-FORCE アドバイザーと位置づけ全国から円滑に応援を行える体制の確保、都道府県等との合同研修の実施などに取り組んでまいりました。

災害対応の重要性が増す中、行政機関・民間企業・学識者が一体となり、災害対応力を格段に引き上げてまいります。

今後とも、国民の命と生活を守るため、様々な取組を進めてまいりますので、公益社団法人全国防災協会並びに会員の皆様のより一層のご理解と格別なるご協力をお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人全国防災協会のご発展と会員の皆様の今後一層のご活躍とご健勝を心よりお祈り申し上げ、新春のご挨拶とさせていただきます。



“防災・減災対策強化へ” 45億円配分

～豪雨災害等への緊急対策に必要な予算を支援します～

国土交通省は、「防災・減災対策等強化事業推進費」の令和7年度 第3回配分として、国及び地方公共団体が実施する29件の公共事業（河川・砂防・道路・海上交通・林野）に対し、45億円の予算配分を決定しました。

令和7年12月4日 国土政策局地方政策課

「防災・減災対策等強化事業推進費」は、自然災害が激甚化・頻発化している状況を踏まえ、国民の安全・安心の確保をより一層図るため、防災・減災対策の強化を行う公共事業に対して、緊急的かつ機動的に配分する予算です。今回配分された予算は、災害を受けた地域の再度災害防止対策、社会的影響の大きい交通インフラ整備及び突発的な事象への緊急的な対策等が必要となった地域の事前防災対策に活用されます。

1. 配分事業の概要（29件 45.25億円（国費））

(1) 災害を受けた地域の再度災害防止対策

- | | |
|------------------------|-------------|
| ① 洪水・浸水等対策（河川、道路） | 12件 23.28億円 |
| ② 崖崩れ・法面崩壊等対策（道路、海上交通） | 3件 4.45億円 |
| ③ 落雷対策（海上交通） | 4件 4.07億円 |

(2) 交通事故の再発防止対策

- | | |
|----------------|-----------|
| ① 公共交通安全対策（道路） | 1件 0.15億円 |
|----------------|-----------|

(3) 突発的な事象への緊急的な対策等が必要となつた地域の事前防災対策

- | | |
|----------------------|-----------|
| ① 洪水・浸水等対策（河川、砂防） | 3件 7.51億円 |
| ② 崖崩れ・法面崩壊等対策（道路、林野） | 6件 5.79億円 |

令和7年度 第3回 防災・減災対策等強化事業推進費 配分箇所一覧表

※ 個別の案件の詳細（個票）は、国土交通省のホームページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk9_000026.html

また、各案件をクリックすると詳細（個票）のページが開きます。

【災害対策事業】

[金額単位：千円]

種 別	事業 主体名	施工地	実施計画額	
			事業費	国費 (配分額)

1. 洪水・浸水等対策

河川(直轄)

(1)	河川維持修繕事業	米代川水系米代川	国土交通省	秋田県 大館市根下戸地先、池内地先	600,000	600,000
(2)	河川維持修繕事業	矢作川水系矢作川	国土交通省	愛知県 豊田市配津町地先	150,000	150,000
(3)	河川維持修繕事業	遠賀川水系彦山川	国土交通省	福岡県 田川郡福智町市場地先	55,800	55,800
(4)	河川維持修繕事業	筑後川水系筑後川	国土交通省	福岡県 朝倉市杷木志波地先	80,000	80,000
(5)	河川維持修繕事業	川内川水系川内川	国土交通省	鹿児島県 薩摩川内市宮里町地先	153,000	153,000
(6)	河川改修事業	遠賀川水系犬鳴川	国土交通省	福岡県 宮若市宮田・金丸地先	412,000	412,000
(7)	河川改修事業	緑川水系緑川・御船川	国土交通省	熊本県 熊本市南区城南地先外	620,000	620,000

河川(補助)

(8)	大規模特定河川事業	小矢部川水系谷内川	富山県	富山県 高岡市福岡町赤丸地先	5,000	2,500
(9)	防災・安全交付金事業	小矢部川水系黒石川	富山県	富山県 高岡市福岡町本領地先	10,000	5,000
交付金計画名：総合的な治水対策の推進（防災・安全）						
(10)	防災・安全交付金事業	太田川水系沖之川	静岡県	静岡県 袋井市国本地先	80,000	40,000
	交付金計画名：静岡県における「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”の川づくり」の推進（防災・安全）					
(11)	防災・安全交付金事業	大淀川水系庄内川	鹿児島県	鹿児島県 曽於市財部町中谷地先	20,000	10,000
	交付金計画名：鹿児島県全域における総合的な浸水対策と土砂災害対策の推進（防災・安全）					

道路(直轄)

(12)	道路維持管理事業	一般国道7号	国土交通省	秋田県 北秋田市綴子地先	200,000	200,000
計		12件			2,385,800	2,328,300

2. 崖崩れ・法面崩壊等対策

道路(補助)

(13)	道路更新防災等対策事業	一般国道135号	静岡県	静岡県 賀茂郡東伊豆町奈良本地先	100,000	50,000
------	-------------	----------	-----	------------------	---------	--------

海上交通(直轄)

(14)	船舶交通安全基盤整備事業	汐首岬	海上保安庁	北海道 函館市汐首町	300,000	300,000
(15)	船舶交通安全基盤整備事業	屋久島	海上保安庁	鹿児島県 熊毛郡屋久島町永田字瀬切	95,000	95,000
計		3件			495,000	445,000

3. 落雷対策

海上交通(直轄)						
(16)	船舶交通安全基盤整備事業	浦賀水道航路	海上保安庁	神奈川県 横浜市鶴見区扇島	198,000	198,000
(17)	船舶交通安全基盤整備事業	豆駿崎	海上保安庁	長崎県 対馬市厳原町豆駿	111,000	111,000
(18)	船舶交通安全基盤整備事業	一湊	海上保安庁	鹿児島県 熊毛郡屋久島町一湊字矢筈山	7,000	7,000
(19)	船舶交通安全基盤整備事業	平安名崎	海上保安庁	沖縄県 宮古島市字保良平安名	91,000	91,000
計		4件			407,000	407,000
災害対策事業 計		19件			3,287,800	3,180,300

【公共交通安全対策事業】

[金額単位：千円]

種 別	事業 主体名	施行地	実施計画額			
			事業費	国費 (配分額)		
1. 公共交通安全対策						
道路(補助)						
(20)	道路交通安全施設等整備事業	市道三ヶ日野地駒場線ほか43箇所	浜松市 静岡県 浜松市浜名区三ヶ日町都筑地先ほか	30,000 15,000		
計		1件		30,000 15,000		
公共交通安全対策事業 計		1件		30,000 15,000		

【事前防災対策事業】

[金額単位：千円]

種 別	事業 主体名	施行地	実施計画額			
			事業費	国費 (配分額)		
1. 洪水・浸水等対策						
河川(直轄)						
(21)	河川改修事業	遠賀川水系遠賀川	国土交通省 福岡県 直方市津田町地先外	451,200 451,200		
(22)	河川改修事業	遠賀川水系笹尾川	国土交通省 福岡県 北九州市八幡西区野面地先	50,000 50,000		
砂防(直轄)						
(23)	直轄砂防事業	阿蘇山	国土交通省 熊本県 阿蘇市石地内	250,000 250,000		
計		3件		751,200 751,200		

2. 崩れ・法面崩壊等対策

道路(直轄)						
(24)	道路維持管理事業	一般国道21号	国土交通省	岐阜県 可児郡御嵩町御嵩地先	150,000	150,000
(25)	道路維持管理事業	一般国道153号	国土交通省	愛知県 豊田市野入町地先	200,000	200,000
(26)	道路維持管理事業	南九州西回り自動車道	国土交通省	鹿児島県 阿久根市鶴川内地先	59,000	59,000
道路(補助)						
(27)	道路更新防災等対策事業	主要地方道掛川川根線	静岡県	静岡県 掛川市孕石地先	32,000	16,000
(28)	道路更新防災等対策事業	主要地方道天竜東栄線	浜松市	静岡県 浜松市天竜区長沢地先	95,000	47,500
林野(直轄)						
(29)	国有林野内治山事業	兜沢地区	林野庁	岩手県 和賀郡西和賀町高下山地内	106,000	106,000
計		6件			642,000	578,500
事前防災対策事業 計		9件			1,393,200	1,329,700

総計	29件		4,711,000	4,525,000
----	-----	--	-----------	-----------

防災・減災対策等強化事業推進費

制度概要

- 気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害が発生している状況を踏まえ、国民の安全・安心の確保をより一層図るため、**防災・減災対策の強化を行う公共事業に対して、緊急的かつ機動的に配分する予算(目未定経費)**。
- 本推進費は、災害を受けた地域等における**災害対策事業**、公共交通に係る重大な事故が発生した箇所等における**公共交通安全対策事業**、早期に事業効果が発揮できる箇所における**事前防災対策事業**に活用可能。
- 出水期前・出水期中・出水期後の事象に対応するため、事業所管部局（他省庁を含む）の申請を受けて、**再度災害防止や安全な避難経路の確保等に必要な予算を年度途中に配分**。

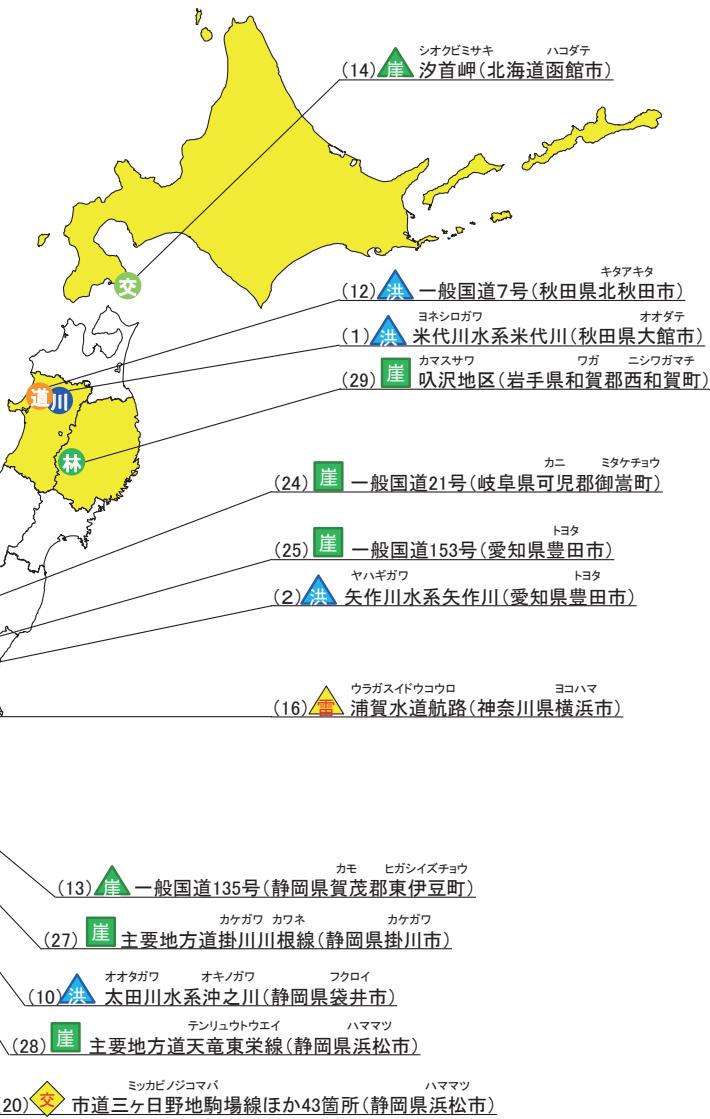
災害対策事業		公共交通安全対策事業		事前防災対策事業	
○災害を受けた地域等において、災害復旧事業等での復旧が出来ない場合等の再度災害防止等の対策		○交通インフラ（陸上交通、海上交通等）における重大事故等が発生した場合の対策（安全性の向上）		○突発的な事象への緊急的な対策や新たな課題への追加対策。（公共交通の安全確保を含む）	
①災害復旧事業にあわせて公共土木施設等の防災機能の強化・向上を行う対策	②地域は被災したもの、公共土木施設に被害・損傷がない場合の対策	①社会的影響の大きい事故への対策	②全国的な緊急点検の起因となった想定外の事故への対策	①突発的な事象への緊急的な対策や新たな課題への追加対策。（公共交通の安全確保を含む）	②追加対策型アンカーの施工範囲外に崩落性の高い地質が確認されたことから、追加対策のアンカーアップを実施。
被災した護岸を災害復旧事業による原形復旧にあわせて、推進費により嵩上げを実施。	堤防の被害・損傷はなかったが、越水による家屋浸水被害が発生したため、推進費により河道掘削、護岸工を実施。	事故発生状況と対策後（自動車専用道路にて、地吹雪による死傷者を含む多重衝突事故の発生を受け、事故発生区间に防雪柵等を設置）	緊急点検結果と対策（全国的な緊急点検の起因となった想定外の事故への対策）	事前防災対策事業の実施例（盛土による災害防止のための総点検の結果、盛土内に地すべり性のクラックが確認されたことから、崩落を防止するため、推進費により緊急的に堆土工事を実施）	追加対策の実施例（追加対策型アンカーの施工範囲外に崩落性の高い地質が確認されたことから、追加対策のアンカーアップを実施）
③災害復旧事業の対象とならない自然災害により被災した場合の対策	④全国的な緊急点検の結果、要対策箇所の実施の必要が生じた場合の対策				
災害復旧事業の対象とならない風化・劣化による崖崩れが発生したため、推進費により法面対策を実施。	盛土による災害防止のための総点検の結果、盛土内に地すべり性のクラックが確認されたことから、崩落を防止するため、推進費により緊急的に堆土工事を実施。				

令和7年度 第3回 防災・減災対策等強化事業推進費 配分箇所図

【災害対策事業】【公共交通安全対策事業】【事前防災対策事業】

部局	事業種別	件数
水国局	河川（直轄）	9
	河川（補助）	4
	砂防（直轄）	1
道路局	道路（直轄）	4
	道路（補助）	4
海保	海上交通（直轄）	6
林野	林野（直轄）	1
合 計		29

区分	対策種別	件数
災害対策	洪水・浸水等対策	12
	崖崩れ・法面崩壊等対策	3
	落雷対策	4
公共交通対策	交通安全対策	1
	事前防災	
対策	洪水・浸水等対策	3
	崖崩れ・法面崩壊等対策	6
合 計		29



※地図上の引き出し線は詳細な施行地を指し示すものではありません

のうえつ 能越自動車道等について

令和7年内に震災前と同程度の走行性を確保

令和7年12月12日 道路局国道・技術課

令和6年能登半島地震において、多段盛土の大規模崩壊28箇所を含めた、大きな被害が発生した能越自動車道等については、令和7年内に震災前と同程度の走行性を確保（急カーブ・段差の解消）すべく、順次復旧工事を実施しています。（別紙-1、2）

また、能越自動車道等の、のと三井IC～のと里山空港IC、徳田大津IC～（仮称）病院西ICについて、令和9年春迄の本復旧完了を予定しています。なお、残る区間については、大規模崩壊箇所の崩土撤去及び大型構造物の施工等が順調に進んだ場合、令和11年春迄の本復旧完了を予定しています。（別紙-1）

引き続き、一日でも早い本復旧完了に向け工程短縮を図っていきます。

区間	震災前と同程度の走行性確保	本復旧完了予定
のと三井IC～のと里山空港IC		令和9年春迄
のと里山空港IC～徳田大津IC	令和7年内※1	令和11年春迄※2
徳田大津IC～（仮称）病院西IC		令和9年春迄

※1 横田ICの信号は残ります

※2 大規模崩壊箇所の崩土撤去及び大型構造物の施工等が順調に進んだ場合

能越自動車道等 走行性確保・本復旧の見通し

- 能越自動車道等は甚大な被害のあった奥能登地域に繋がる復旧・復興の大動脈となる路線であり、復旧の費用や期間などを総合的に比較検討した本復旧方針を基に、原位置復旧や既存用地を活用した復旧を実施中であり、令和7年内に震災前と同程度の走行性確保(急カーブ・段差の解消)を予定しています。
 - のと三井IC～のと里山空港IC、徳田大津IC～(仮称)病院西ICについては、令和9年春迄の本復旧完了を予定しています。
なお、残る区間については、大規模崩壊箇所の崩土撤去及び大型構造物の施工等が順調に進んだ場合、令和11年春迄の本復旧完了を予定しています。
 - 引き続き、一日でも早い本復旧完了に向け工程短縮を図っていきます。

走行性確保のイメージ(のと里山海道14.7kpの事例)



復旧状況(のと里山海道10.9kpの事例 ※横田IC周辺)



本復旧の見通し



能越自動車道・のと里山海道 復旧状況

●能越自動車道等の災害復旧については、特設ページにて情報発信

↓特設ページのURLはこちら↓

https://www.hrr.mlit.go.jp/kanazawa/douro_kengendaikou/index.html

※下記メニュー等が閲覧可能です。

【工事進捗状況】

時系列で空撮での定点写真や、稼働中工事の作業状況を紹介しています。

<定点写真> <作業状況>



【道路規制状況】

地図上で、復旧工事に伴う交通規制の状況や予定、区間等を確認できます。



【現在の走行状況】

ドライバー目線で撮影した動画を掲載しています。



【走行性の改善状況】

急カーブや段差等の改善状況を掲載しています。

14.7kp > 七尾市中島町小牧地先



石川県・山形県で統計開始以来最大の水害被害 ～令和6年の水害被害額（暫定値）を公表～

令和7年12月15日 水管理・国土保全局河川計画課

昭和36年より、水害（洪水、内水、高潮、津波、土石流、地すべり等）による被害額を暦年単位でとりまとめています。

令和6年の水害被害額（暫定値^{*1}）は、全国で約7,700億円となり、平成27年～令和6年の過去10カ年でみると3番目の被害額となっています。

また、都道府県別では、石川県、山形県において、統計開始以来最大の被害額となりました。

※1 水害被害額の算出に当たって使用する係数（都道府県別家屋1m²当たり評価額等）の令和6年単価の設定や都道府県からの報告内容の更なる精査等を行い、令和8年7月頃に最終的な取りまとめ結果を公表する予定です。

【1年間の水害被害額の概要】

○全国 約7,700億円

○都道府県別の水害被害額上位3県の水害被害額は、以下のとおり。

- ① 石川県（水害被害額：約4,660億円）
- ② 山形県（水害被害額：約 820 億円）
- ③ 大分県（水害被害額：約 230 億円）

【主要な水害による水害被害額の概要】

○令和6年9月の大雨による災害（水害被害額：約4,590億円）

（令和6年9月20日～23日に生じた大雨による被害額）

- ・9月20日頃から前線や低気圧に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響により、東北地方から西日本にかけて広い範囲で大雨となった。
- ・これらにより、石川県などで、死者17名^{*2}、家屋の全壊145棟、半壊約2百棟、床上浸水約5百棟、床下浸水約1千3百棟等の被害が発生した。

※2 死者数は、「令和6年9月20日からの大雨による被害及び消防機関等の対応状況（第35報）」（消防庁作成）の数値を使用しており、風害等によるものを含む数値である。



塙田川水系塙田川の被害状況
(石川県輪島市)

○令和6年7月の梅雨前線豪雨による災害（水害被害額：約1,070億円）

（令和6年7月22日～20日に生じた梅雨前線豪雨による被害額）

- ・7月23日日から26日にかけて北日本に停滞した梅雨前線や低気圧の影響により、北日本を中心に大雨となった。
- ・これらにより、秋田県、山形県で、死者5名^{*3}、家屋の全壊35棟、半壊58棟、床上浸水約8百棟、床下浸水約1千6百棟等の被害が発生した。

※3 死者数は、「令和6年7月25日からの大雨による被害及び消防機関等の対応状況（第24報）」（消防庁作成）の数値を使用しており、風害等によるものを含む数値である。



最上川水系最上川の浸水状況
(山形県最上郡戸沢村)

【1年間の水害被害額の概要】

1. 水害被害額^{*4}（暫定値）

約 7,700 億円

[内 訳]

- ・一般資産等被害額 約 1,100 億円（構成比 14.30%）
- ・公共土木施設被害額 約 6,450 億円（構成比 83.91%）
- ・公益事業等被害額 約 140 億円（構成比 1.80%）

計 約 7,700 億円

(参考) 過去 10 カ年の水害被害額

年	水害被害額	年	水害被害額
平成 27 年	約 3,900 億円	令和 2 年	約 6,600 億円
平成 28 年	約 4,700 億円	令和 3 年	約 3,600 億円
平成 29 年	約 5,400 億円	令和 4 年	約 6,100 億円
平成 30 年	約 1兆 4,100 億円	令和 5 年	約 7,100 億円
令和元年	約 2兆 1,800 億円	令和 6 年	約 7,700 億円

*4 水害被害額には、風害による被害、人的損失、交通機関の運休などによる波及被害、被災した企業の部品・製品供給機能、本社機能等が損なわれることによる他地域の企業への影響等に係るものは含まれていない。
また、一般資産については被害額そのものを聞き取った結果ではない（調査方法については「参考：水害統計調査の概要」を参照）。なお、四捨五入の関係で、内訳の合計と水害被害額が一致しない場合がある。

2. 水害被害の概要（暫定値）

(1) 被害建物棟数 **約 11,000 棟**

- [内訳] ○全壊・流失 386 棟 ○半 壊 591 棟
 ○床上浸水 2,544 棟 ○床下浸水 7,444 棟
 計 10,965 棟

上記の他、地下部分が浸水した建物棟数は 108 棟

(2) 水害区域面積 **約 21,300ha**

- [内訳] ○宅地・その他 1,715ha ○農 地 19,541ha
 計 21,256ha

上記の他、地下の水害区域面積は 1.8ha

3. 都道府県別水害被害額（暫定値）

(単位 : 百万円)

	都道府県名	水害被害額		都道府県名	水害被害額
1	北海道	5,411	25	滋賀県	1,759
2	青森県	443	26	京都府	1,085
3	岩手県	6,879	27	大阪府	144
4	宮城県	1,527	28	兵庫県	672
5	秋田県	23,375	29	奈良県	1,216
6	山形県	82,190	30	和歌山県	4,009
7	福島県	208	31	鳥取県	1,474
8	茨城県	35	32	島根県	7,258
9	栃木県	3,232	33	岡山県	861
10	群馬県	1,227	34	広島県	3,845
11	埼玉県	4,502	35	山口県	8,311
12	千葉県	2,712	36	徳島県	1,267
13	東京都	7,057	37	香川県	509
14	神奈川県	13,878	38	愛媛県	7,008
15	新潟県	5,035	39	高知県	2,351
16	富山県	1,338	40	福岡県	2,797
17	石川県	466,114	41	佐賀県	471
18	福井県	918	42	長崎県	2,622
19	山梨県	5,649	43	熊本県	3,833
20	長野県	1,648	44	大分県	23,445
21	岐阜県	5,288	45	宮崎県	16,286
22	静岡県	13,068	46	鹿児島県	17,361
23	愛知県	817	47	沖縄県	4,692
24	三重県	2,938	合 計		768,763

*4 四捨五入の関係で、内訳の合計と水害被害額が一致しない場合がある。

***太字**は、令和 6 年の水害被害額（暫定値）が昭和 36 年の統計開始以来最大の水害被害額となった都道府県である。

【主要な水害による水害被害額の概要】

1. 令和6年9月の大雨による水害被害額等（暫定値）

水害被害額	被 告 の 概 要
約 4,590 億円 <small>(令和6年9月20日～23日に生じた大雨による被害額)</small>	<p>○死傷者数※5 死者 17名 負傷者 47名 ○被害建物棟数 2,086棟 ○水害区域面積 1,879ha</p> <p>【気象概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前線が日本海から東北地方付近に停滞し、また台風第14号から変わった低気圧が日本海から三陸沖へ進み、低気圧や前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で東北地方から西日本にかけての広い範囲で大雨となった。 石川県輪島市、珠洲市及び能登町に大雨特別警報が発表され、石川県の多いところでは20日から22日までの総降水量が500ミリを超えた。北陸地方や東北地方の日本海側では記録的な大雨となった。

【被害状況】

- 令和6年9月20日からの大雨による都道府県別の水害被害額上位3県は、以下のとおり。

- ① 石川県 (約 4,543億円)
- ② 宮崎県 (約 17億円)
- ③ 山形県 (約 12億円)



塙田川水系塙田川の被害状況
(石川県輪島市久手川町)

- 能登半島の輪島市や珠洲市を流れる石川県管理河川などあわせて29河川の洪水などにより、床上・床下浸水被害が発生した。
- 今回の大雨により、死者17名、約2,100棟の建物が被災するなどの被害が発生した。
- また、石川県ほか4県で278件（土石流等：84件、地すべり：31件、がけ崩れ：163件）の土砂災害が発生した。



珠洲大谷川水系珠洲大谷川の被害状況
(石川県珠洲市)

※5 死傷者数は、「令和6年9月20日からの大雨による被害及び消防機関等の対応状況（第35報）」（消防庁作成）の数值を使用しており、風害等によるものを含む数値である。

2. 令和6年7月の梅雨前線豪雨による水害被害額等（暫定値）

水害被害額	被 告 の 概 要
約 1,070 億円 <small>(令和6年7月22日～30日に生じた梅雨前線豪雨による被害額)</small>	<p>○死傷者数※6 死者 5名 負傷者 5名 ○被害建物棟数 2,555棟 ○水害区域面積 16,274ha</p> <p>【気象概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 7月23日頃から北日本に停滞した梅雨前線の影響で、東北地方の日本海側を中心に北日本から西日本では大雨となり、山形県では25日の昼過ぎと夜に線状降水帯が発生して大雨特別警報を2度発表した。 東北地方を中心に、24日から26日にかけての3日間の降水量が400ミリを超えた地点や平年の7月の月降水量を超えた地点があり、記録的な大雨となった。

【被害状況】

- 令和6年7月の梅雨前線豪雨による都道府県別の水害被害額上位3県は、以下のとおり。

- ① 山形県 (約 809億円)
- ② 秋田県 (約 220億円)
- ③ 北海道 (約 22億円)



最上川水系最上川の浸水状況
(山形県最上郡戸沢村)

- 山形県、秋田県を中心に国管理河川、県管理河川あわせて39河川の洪水などにより、床上・床下浸水被害が発生した。

- 今回の大雨により、死者5名、約2,600棟の建物が被災するなどの被害が発生した。

- また、山形県、秋田県ほか4道県で69件（土石流等：6件、地すべり：9件、がけ崩れ：54件）の土砂災害が発生した。



子吉川水系石沢川付近の浸水状況
(秋田県由利本荘市)

※6 死傷者数は、「令和6年7月25日からの大雨による被害及び消防機関等の対応状況（第24報）」（消防庁作成）の数値を使用しており、風害等によるものを含む数値である。

新たな防災気象情報の運用について

～令和8年の大雨時期から防災気象情報が生まれ変わります～

令和7年12月16日 気象庁、水管理・国土保全局

国土交通省水管理・国土保全局と気象庁では、令和6年6月に取りまとめられた「防災気象情報に関する検討会」の提言を踏まえ、防災関係機関や地域住民の皆様が、より効果的に避難等の行動をとるための新たな防災気象情報の運用開始に向けて、気象業務法及び水防法の改正など所要の準備を進めてきました。

今般、令和8年の大雨時期から運用する新たな防災気象情報の名称や情報体系について、以下のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

新たな防災気象情報は、情報名称に警戒レベルの数字を付記するなど、市町村が発令する避難指示等の避難情報や住民がとるべき避難行動との関係が分かりやすくなります。運用開始は令和8年5月下旬を予定しております。

【新情報のポイント】

新たな防災気象情報では、避難行動に対応した5段階の警戒レベルに整合させ、大雨などの災害発生の危険度の高まりに応じて各情報を発表します。

これに伴い、河川氾濫の特別警報を新たに開始す

ることや警戒レベル4相当情報として危険警報を運用することなど、現行の大雨警報・注意報などの気象庁が発表する防災気象情報が大きく変わります。

● 5段階の警戒レベルへの整合

避難情報に関するガイドラインでは、5段階の警戒レベルで住民がとるべき行動が設定されています。対象となる災害である河川氾濫、大雨、土砂災害及び高潮に関する情報等は、これまで警戒レベル

と情報との対応が対象災害ごとに異なる運用となっていたところ、今回、5段階すべての警戒レベルに対応した情報を改めて設定し、とるべき行動の判断をより一層支援できる情報体系に改善します。

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！>					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

警戒レベル相当情報の新たな情報体系

●情報へのレベルの付記

情報と対応する防災行動をよりわかりやすくするため、情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表します。レベル3～5については警戒レベル“相当”情報ですが、分かりやすさ、伝わりやすさを重視し、例えばレベル3相当の大雨警報は、レベル3大雨警報とします。

(大雨警報→レベル3 大雨警報、高潮注意報→レベル2 高潮注意報など)

●河川氾濫に関する特別警報の新設

河川氾濫に関する特別警報として、新たにレベル5 河川氾濫特別警報の運用を開始します。レベル5 河川氾濫特別警報は、洪水予報河川において氾濫が差し迫ったときに発表します。

●レベル4相当情報としての「危険警報」の運用

レベル4 避難指示の発令等の目安となるレベル4相当の情報として危険警報を運用します。
(土砂災害警戒情報→レベル4 土砂災害危険警報など)

●気象防災速報、気象解説情報の新設

これまで「気象情報」として発表していた様々な情報を、大きく2つに分類します。線状降水帯による大雨発生など、極端な現象を速報的に伝える情報は、「気象防災速報」、気象状況等を網羅的に解説する情報は「気象解説情報」として発表します。
(顕著な大雨に関する気象情報→気象防災速報（線状降水帯発生）など)
(全般台風情報→気象解説情報（台風第○号）など)

【今後の主なスケジュール（予定）】

時期（予定）	内 容
令和8年4月頃	新情報の発表基準の公表
令和8年4月下旬頃	運用開始日時のお知らせ
令和8年5月下旬頃	新情報の運用開始

【特設ページ】

新たな情報の具体的な内容や変更点等については、以下の特設ページにて掲載しております。
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/keiho-update2026/index.html>

いのちとくらしをまもる 防災減災

令和7年12月8日の青森県東方沖を震源とする地震関連

被災した青森県及び岩手県に対し、 早期復旧に必要な支援を行います

～令和7年12月8日の青森県東方沖を震源とする
地震による被害の早期災害復旧を支援～
令和7年12月23日 水管理・国土保全局 防災課

令和7年12月8日の青森県東方沖を震源とする地震により、八戸市の水道等に被害が発生した青森県に対し、災害査定の効率化を適用するとともに、軽米町の町道等に被害が発生した岩手県からの要請を受け、「災害復旧技術専門家派遣制度^{*}」を活用し、公益社団法人全国防災協会から災害復旧技術専門家を軽米町に派遣します。

【① 青森県への災害査定の効率化 適用】

- 設計図書に添付する図面の簡素化により早期の災害査定を実施
既存地図や航空写真、代表断面図を活用することで、測量・作図作業を縮減する。
- 書面による査定（机上査定）上限額を通常の1,000万円未満から引き上げる。
引き上げ額：1,000万円以下

【② 岩手県への災害復旧技術専門家 派遣】

- 派遣日程：令和7年12月25日（木）
- 派遣先：岩手県九戸郡軽米町晴山地内
(その他町道 上晴山内城上野場線)
- 派遣者：公益社団法人 全国防災協会
災害復旧技術専門家 3名

※「災害復旧技術専門家派遣制度」とは、地方公共団体からの派遣要請を受け、国土交通省から「公益社団法人 全国防災協会」に「災害復旧技術専門家」派遣を依頼するものです。「災害復旧技術専門家」は、現地で地方公共団体に対し、迅速な災害復旧の申請に向け、被災調査や復旧工法に関する技術的支援や助言を行います。

位置図（岩手県軽米町）



災害査定の留意点

災害復旧事業の査定事例（40）

～海岸保全施設の災害査定事例～

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課

1. はじめに

海岸保全施設は、昭和31年の海岸法の制定時から公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（以下「負担法」という。）の対象となっている施設で、令和6年度の査定件数は25件、全体の0.2%です。査定件数は多くありませんが、四方を海に囲まれる我が国にとって重要な公共土木施設である海岸保全施設の災害査定事例を今回紹介します。

また、平成11年より海岸保全施設に「砂浜」が加えられて以降、これまで災害復旧の事例のない「砂浜」について、災害復旧の考え方を通知する予定です（令和7年11月現在）。その考え方についても紹介します。

2. 海岸保全施設の被災原因

海岸保全施設は、堤防、護岸、消波工、根固め工、突堤、潜堤、人工リーフ、離岸堤等があり、これに平成11年より、砂浜（海岸管理者が消波等の海岸を防護する機能を維持するために設けたもので、関係法令に基づき指定したものに限る。）が加えられています。

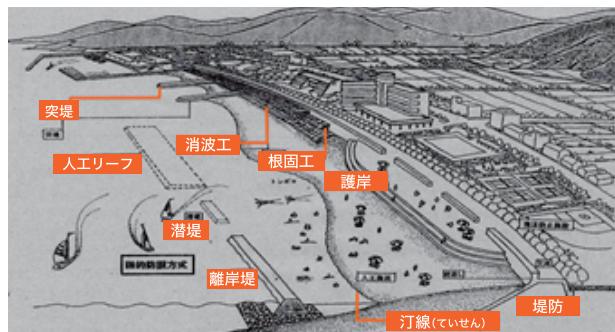


図-1 主な海岸保全施設

海岸保全施設の被災原因となる異常な天然現象としては、次のものが考えられます。

- ・降雨災害
(最大24時間雨量80mm又は時間雨量20mm以上)
- ・風災害
(最大風速(10分間平均風速の最大) 15m以上)
- ・異常な高潮、波浪(うねり含む)、津波
(気象庁階級表にて判断することが多い)
- ・地震、地すべり

(社会通念上認められる被害が発生している場合)

災害査定では、それぞれの異常な天然現象に起因する被災メカニズムを説明する必要がありますが、事例でも紹介するように複合的な要因が重なって生じることもあり、その発生メカニズムの説明が必要な場合もあります。

3. 海岸保全施設の査定事例

近年、海岸の利用、景観の保全等から、海岸保全施設として、人工リーフ工の採用が増加しており、災害復旧も今後増加すると考えられます。今回は、この人工リーフの倒壊が発生し、これが要因となって最終的に緩傾斜護岸が沈下した災害事例を紹介します（図-2～4）。

この災害事例の被災原因是、異常な天然現象である最大風速(10分間平均風速の最大) 15m以上の風が現場付近の観測所で断続的に観測されるような気象状況下において、これを主因とする気象庁階級表6（波がかなり高い：波高4～6m）相当の波浪によるものとしています。被災としては、前述のとおり人工リーフの崩壊と緩傾斜護岸の沈下が確認さ



図-2 被災施設位置

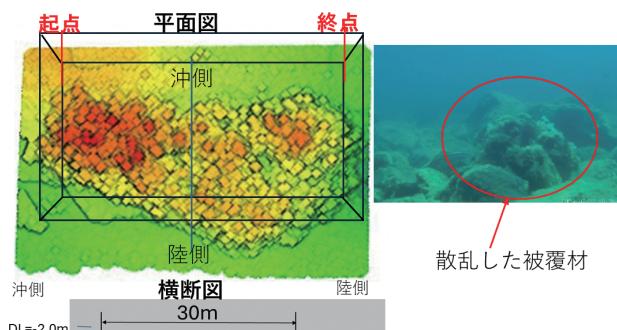


図-3 被災状況（人工リーフ）



図-4 被災状況（緩傾斜護岸）

れています。

被災メカニズム（図-5）は、以下のように推察されています。まず、波浪により人工リーフ周辺の海底地盤が低下し、それに伴い基礎部が緩み、緩んだところから吸い出しを受け、更に緩みが増大していきます。人工リーフの沖側先端部からこの現象が起こり、人工リーフ全体の沈下・散乱につながることで、人工リーフの効果がなくなります。この結果、砂浜が流出し、汀線が後退、それに伴い緩傾斜護岸の沖側の先端部から沈下が始まり、陸側に沈下が拡大していったとしています。

復旧工法は、原形復旧を基本として、人工リーフを元の高さまで復旧することとしています。被覆材質量は、「令和7年災害手帳」P517の被覆材質量の検討フローに基づいて検討を進めています（図-6）。まず、ブレブナー・ドネリー式及び土研式それぞれ

で、被覆材質量を算定し、ブレブナー・ドネリー式が2t、土研式1tの結果を得ています。この結果に安定性を考慮し2t以上の被覆材が必要と判断し、さらに人工リーフを構築した場合に、経済的に最も有利となる、3tの被覆材が採用されました。

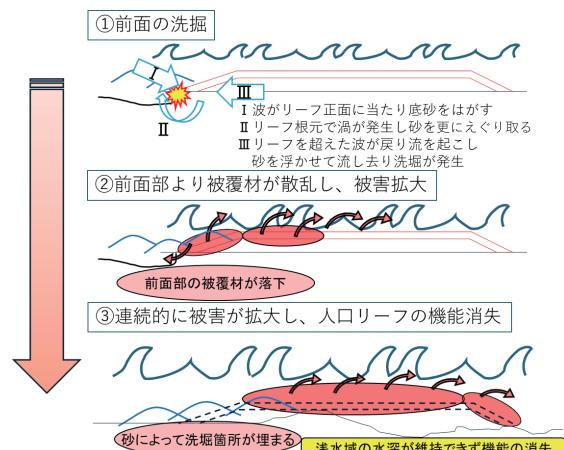
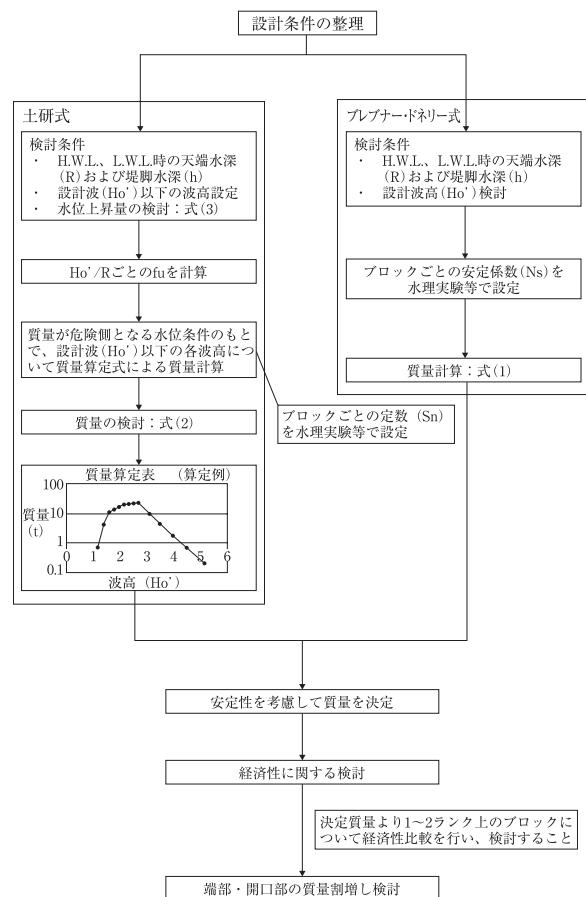


図-5 被災メカニズム（人工リーフ）



※算定式については令和7年災害手帳P518～を参照のこと
図-6 被覆材質量の検討フロー

次に、緩傾斜護岸です。元の構造では裏込め材料として栗石を採用していました。栗石は単体では容易に移動するため、これが護岸沈下の被災要因の一つと考えられました。そこで、かご系材料に栗石を詰めて一体構造とするかごマットを用いて、散乱に対する強化を図り、被災原因の除去に努めることとしています（図-7）。

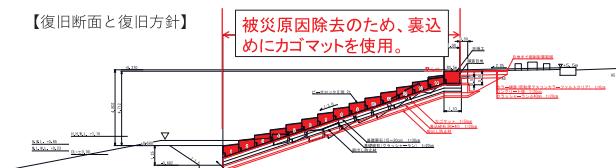


図-7 対策工法（緩傾斜護岸）

この災害は、人工リーフと緩傾斜護岸が被災した複雑な被災メカニズムでした。復旧工法の検討においては、既存の知見を組み合わせて対応しています。

一方、査定において議論となったのが、人工リーフをいかに維持管理していたかということです。人工リーフは施設全体が海面下に没しているため、パトロールや目視による点検が困難です。農林水産省及び国土交通省から発出された「海岸保全施設維持管理マニュアル」（平成2年6月）では、現地における碎波状況や汀線の確認により健全度を評価することとしています。今回の被災箇所においても、同様の確認がなされており、適切に維持管理が行われていたものと判断されました。今後は碎波状況や汀線の確認だけでなく、例えば水中の測量もできるグリーンレーザ測量等の新技術を活用し、より直接的に健全度を把握する維持管理が進められればと考えます。

なお、人工リーフの災害復旧事業の検討は、「特殊な工法」として査定設計委託費補助の対象となりますので、必要に応じて計上が可能です。

海岸災害は、今回の事例で取り上げたように、異常な天然現象の基準を超えた風により波浪が大きくなり、最終的には海岸保全施設の被災に至ったものであるという説明が必要になります。当然、波浪についても規模を表す数値（例では気象庁階級表を用いた）の大きさを説明する必要があります。

また、被災メカニズムについても、今回の人工リーフと緩傾斜護岸のように、複合的な要因が関係

して生じることもあることから、順序立てて被災メカニズムの解明を行うよう心掛けてください。

4. 砂浜の災害復旧

砂浜の海岸保全施設の指定（以下「指定砂浜」という。）に当たっては、砂浜の安定性の照査の他、波の打ち上げ高さなどに対する防護に必要な断面（以下「指定砂浜の断面」という。）を設定しており、現在、石川海岸、新潟港海岸、清水海岸、静岡海岸（久能エリア、大浜エリア）の5海岸の「砂浜」が指定されています。

指定砂浜が被害を受けた場合、負担法の対象となる一方で、災害復旧事業の対象範囲等の要件が明確になっていなかったこと、また、指定砂浜が今後増えることも見越して、今般、災害査定官申合事項の一部を改定し、その復旧対象範囲等を追加する予定です（令和7年11月現在）。

内容としては、指定砂浜において、「海岸保全施設の技術上の基準を定める省令」第7条第1項に規定された、機能（消波により越波を減少させる機能、又は堤防等の洗掘を防止する機能）を確保するために必要な指定砂浜の断面（図-8）が被災した場合に限り復旧できることとしています。

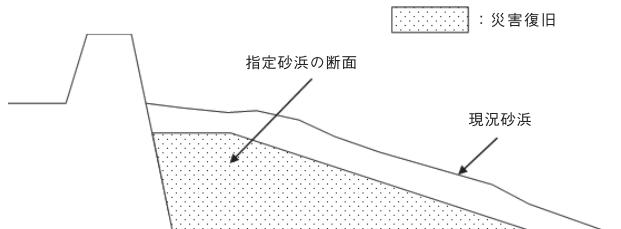


図-8 砂浜の災害復旧範囲

5. おわりに

海岸保全施設の災害復旧については、特に冬期風浪が顕著な日本海側に多く、近年5年トータルでは、95件にとどまっています。しかし、近年の台風の強大化や台風が東から西へ移動などの特異な動きが確認されており、過去に災害がなかった場所の被災も考えられます。また、南海トラフ等の巨大地震による津波も想定されることから、海岸を有する自治体は災害復旧に備える必要があります。海岸保全施設の災害復旧に関する疑問等は防災課にご相談ください。

協会だより

災害復旧技術専門家登録証伝達式

災害復旧技術専門家は国や都道府県を退職された方々で、国土交通本省防災課の災害査定官や国、都道府県等の防災担当の本庁課長級もしくは土木事務所長等の経験を有し、災害復旧業務に長年携わり制度を熟知し災害復旧事業に関する高度な技術的知見を有する経験豊富な技術者です。災害復旧技術専門家に登録するには、ご本人からの申請と在職してい

た都道府県等の災害担当部局、国の場合には災害復旧技術専門家担当ブロックからの推薦に基づき審査し認定登録しています。登録証等は推薦機関よりご本人に伝達していただいており、今回、令和7年10月27日付で登録となった四国地整OB、東北地整OB、茨城県OBの方5名の伝達式の様子をご紹介いたします。

茨 城 県

○令和7年12月22日

河川課長橋本則保様から磯忠男氏（三和コンクリート工業株茨城営業所）に登録証を伝達していただきました。

災害復旧技術専門家関東ブロックから、横田喜一郎茨城県幹事、海老根隆氏、原部修一氏、飯村信夫氏、柏谷聰氏、鈴木敬氏が立ち会いました。



鈴木氏 飯村氏 原部氏 柏谷氏 橋本河川課長
横田氏 磯氏 海老根氏

四国地方整備局

○令和7年12月9日

災害復旧技術専門家四国ブロック長松田邦泰氏から藤田博史氏（奥村組土建工業株神戸支店高松営業所）、清水宰氏（大旺新洋株土木事業本部）に登録証を伝達しました。

整備局から、統括防災官和泉雅春氏、災害対策マ

ネジメント室 室長福田尊元氏及び課長補佐真鍋尊年氏に立ち会っていただきました。また、災害復旧技術専門家四国ブロックからは、副ブロック長松下越夫氏が立ち会い、その後意見交換会を実施しました。



藤田博史氏へ登録証の伝達



清水宰氏へ登録証の伝達



左から和泉統括防災官、松田ブロック長、
藤田氏、清水氏、松下副ブロック長、福田マネジメント室長



意見交換会

東北地方整備局

○令和7年12月15日

統括防災官菅太氏から古川哲治氏（株）奥村組東北支店）、宍戸英雄氏（株）ドーコン東北支店）に登録証を伝達していただきました。

整備局から、防災対策技術分析官安部剛氏、災害

対策マネジメント室長金真一郎に立ち会っていただきました。また、災害復旧技術専門家東北ブロックからは、加藤孝ブロック長、楢山敏昭副ブロック長が立ち会いました。



宍戸英雄氏へ登録証の伝達



古川哲治氏への登録証の伝達



楢山副ブロック長 加藤ブロック長 金マネジメント室長
安部分析官 宍戸氏 古川氏 菅統括防災官

令和7年 発生主要異常気象別被害報告

令和7年12月15日現在（単位：千円）

※上段()内書は、公園分、[]内書は、水道・下水道分、< >内書は、港湾・港湾に係る海岸分である。